

美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化に関する町民意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（以下「処理容器等」という。）を自ら使用する目的で購入した町民に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則（昭和55年美浜町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 微生物の働きにより生ごみを分解して堆肥化することを目的に製造された容器であり、電気を動力として用いないものをいう。
- (2) 生ごみ処理機 電力等を利用して生ごみを分解し、又は乾燥して、堆肥化し、又は減量化することを目的に製造された機器をいう。

(対象処理容器等)

第3条 補助対象となる処理容器等は、次の各号のいずれかに該当し、悪臭や騒音を抑制する構造及び一定の耐久性を有するものとする。

- (1) 生ごみ処理容器
  - (2) 生ごみ処理機
- 2 生ごみを単に破碎し、水路又は下水道等に排出する機器（ディスポーザー等）及び生ごみを単に焼却する機器は、補助対象としない。

(対象世帯)

第4条 補助対象となる世帯は、処理容器等を購入した世帯とし、次の要件に全て該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有していること。
  - (2) 本町内の自宅（敷地を含む。）に処理容器等を設置し、これを継続的に使用し、かつ、適切に維持管理できること。
  - (3) 処理容器等から生成された堆肥等を適切に活用でき、又は処理できること。
  - (4) 生ごみ処理容器の購入に関し、申請世帯で申請の日の属する年度にこの要綱に定める補助金の交付を2基分以上受けていないこと。
  - (5) 生ごみ処理機の購入に関し、申請世帯で、申請の日の属する年度を1年と起算し、6年以内にこの要綱に定める補助金の交付を受けていないこと。
  - (6) 申請世帯員全員が町税等を滞納していないこと。
- 2 国又は県及び他の地方公共団体による補助金等の交付を受け、又は受ける予定で

あるときは、補助金の交付の対象としない。

(補助の範囲)

第5条 交付する補助金に係る処理容器等の数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器 1世帯当たり年2基
- (2) 生ごみ処理機 1世帯当たり1基

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる処理容器等の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器 本体購入価格の2分の1以内とし、1基につき5,000円を上限とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 生ごみ処理機 本体購入価格の2分の1以内とし、1基につき50,000円を上限とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する本体購入価格には、別売附属品に係る費用、送料等は含まないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする世帯の世帯主(以下「申請者」という。)は、美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入しようとする処理容器等の写真、カタログ、見積書等(処理容器等の種類及び金額が分かるもの)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、適当でないとして認めた場合は、美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助者」という。)は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助事業中止・廃止届(様式第4号)を提出することにより補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 処理容器等を本来の目的外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(完了報告書)

第11条 補助者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助事業完了報告書(様式第5号)により次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 処理容器等の購入に係る領収書
- (2) 処理容器等の保証書の写し又は保証書の写しに代わるもの
- (3) 処理容器等を設置し、又は使用していることが分かる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、同条に規定する報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金の額の確定通知書(様式第6号)により補助者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助者は、補助金の交付を受けようとするときは、美浜町家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(譲渡又は貸与等の禁止)

第14条 補助者は、当該補助に係る処理容器等を譲渡し、又は貸与し、若しくは販売してはならない。

(状況報告及び状況確認)

第15条 町長は、必要に応じ、補助者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

2 町長は、必要に応じ、補助事業完了後に当該補助に係る処理容器等の設置及び使用状況を確認するため、補助者の自宅を訪問し、目視にて確認することができる。

(協力)

第16条 町長は、補助者に対し、町が取り組む生ごみの減量化及び資源化の普及に関する調査等について協力を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が

別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。